# 令和6年(ワ)第■■■■■号 損害賠償請求事件

原告 ■■■■

被告 ENEOS株式会社

# 原告第5準備書面

令和7年1月30日

東京地方裁判所民事部民事第19部に係 御中

原告 ■■■■

# 目次

•			
第1	はじめに	2	
第2	原告の主張	3	
1	原告の主張の要旨	3	
2	本件規程3.6(1)の違反は被告の債務不履行を構成する	5	
3	前回訴訟の既判力は本件訴訟に及ばない	7	
4	本件訴訟における原告の主張は、信義則に反せず、許される	10	
5	調査報告は、違反の有無を評価できる程度の内容を通知することが求め		
	られる	13	
6	本件規程3.6(1)に違反する行為を正当化することはできない	17	
7	被告の調査報告において、本件規程3.6(1)の違反、同3.11(1)の		
j	違反及び行動基準第11項 (3) の違反が存在する	19	
8	本件部長報告においても、本件規程3.6(1)の違反、同3.11(1)の		
3	違反及び行動基準第11項 (3) の違反が存在する	23	
第3	被告準備書面(4)及び被告準備書面(5)に対する認否	26	
文末版	文末脚注		

### 第1 はじめに

### 1 本書に用いる用語の意味

本書に用いる用語の意味を次のとおり定義する。その他の用語については、本書に別段の定義のない限り、本件訴訟において提出された被告等が定める規定類、及び本件訴訟における主張書面に定義するところによる。

- ① 本件規程2.1の通報窓口に通報を行った従業員等又は通報を行おうとする 従業員等を総称して、「従業員(通報者)」又は「通報者」という。
- ② 本書における「通報情報」は、同2.6に基づく事項による通報を除外した 通報にかかる情報であることを前提としている。
- ③ 同3.6(1)に基づく通知を「本件規程に基づく調査結果等の通知」又は「調査報告」といい、同アないしウに基づく通知事項を「本件規程に基づく調査結果等」又は「調査報告」という。
- ④ 原告が、原告第1準備書面第1の3(1)において定義した「調査補助者に対する追加通報」の「調査補助者に対して本件規程1.2(5)に定める「通報」をした行為をいう。」とあるのを「調査補助者に対して本件規程1.2(5)に基づく「通報」、通報情報の追加、補足説明、付随情報又は関連情報を告げた行為をいう。」に改める。

# 2 本件規程3.5等の違反について

これまでの本件規程3.5等の違反に関連する主張を取り下げ、争わない。

# 3 「甲27」の未提出について

裁判所より指摘を受けた「甲27」の未提出について、その理由は、被告が原 告に対し、人事部長承認済みのメールで、被告の社内文書を証拠として提出する 行為が懲戒処分に該当する可能性があると通知したためである。

### 4 原告が開設したウェブサイトについて

本書は、ChatGPT を活用して作成しており、プロンプト及び応答をリンク先 (https://minnanosaiban.github.io/hotline/chatgpt) に掲載している。

# 第2 原告の主張

# 1 原告の主張の要旨

# (1) 違反の存在

被告には、本件内部通報制度の活動において、従業員(通報者)に対し、調査報告をする債務が存在する。そして、その調査報告の内容は、行動基準第11項(3)が求める「正確性及び遺漏のなさ」を満たすものでなければならない。(後記2)

原告の通報内容は、豪州企業に対してGST (消費税に相当する税)を支払っていたという内容である。(後記7(1))

これは、豪州GST法や契約に違反する行為、又は少なくとも違反するおそれのある行為である。(後記7(2))

なお、原告は、上司AがGSTの支払について契約内容を確認しないことに 疑問を抱いてはいたものの、通報の際は、上司A個人の行為に問題があるとさ れないようにと配慮し、通報用フォームの「法令等違反を行った者・部署等」 の欄を空欄にした。

被告は、原告の通報を受け、「 $\ll$  本件豪州企業  $\gg$  がGSTを課すべきと判断すれば、GST込みで請求する権利を有する(甲21)」との契約を締結するほか、その他の措置を講じた。(後記7(3))

これにもかかわらず、被告は、調査報告において、原告に対し、「コンプライアンス違反ではない」と通知し、通報されたGSTの支払に対して講じた是正措置及び再発防止策等を何ら通知せず、被告において原告に共有した内容は**表9**のとおりであった。

**表9**に列挙して示した内容を踏まえると、その内容には、GSTの支払が法令等に基づかないものであることを表面化させないという方向性が一貫しており、被告に行動基準第11項(3)に違反する行為が存在する。

そして、調査の過程において確認された「法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実」を表面化させない目的で、原告に対して不適切な情報を共有した行為は、本件内部通報制度を信頼して利用した原告に対し、精神的苦痛を生じさせるものであり、「通報者に対する不利益取扱い」に該当する。

以上により、被告に**本件規程3.6(1)**の違反、**同3.11(1)**の違反及び**行** 動基準第11項(3)の違反が存在する。

# 表9. 被告において原告に共有した内容(時系列順)

1	被告は、通報されたGSTの支払に対して是正措置及び再発防止策等を講じたにもかかわらず、原告に対しては、調査報告において、「コンプライアンス違反ではない」と通知した。	後記第2の7(3)
2	GSTの支払に関して、「2016年11月以降の法改正が施行された」との内容を原告に共有したが、現在に至るまで、当該法改正の存在自体が不明確である。	後記第2の8(2)
3	豪州子会社が被告のGST還付請求を代行して解決したとの内容を 原告に共有したが、被告に対する豪州子会社の送金は確認できるも のの、豪州子会社が当該代行した証拠がない。	後記第2の8(3)
4	GST支払分が被告に返金されたとの内容を原告に共有したが、「返金」という表現を用いず、「精算」という表現を用いることで、返金された理由を曖昧化している。	後記第2の8(4)
5	その後に講じた「≪ 本件豪州企業 ≫ がGSTを課すべきと判断すれば、GST込みで請求する権利を有する(甲21)」との契約を締結するという措置について、それを原告に通知しなかった。	後記第2の7(3)
6	被告は、GST支払自体の適正性に加えてGST還付の任意性(法令上問題とならない事項)の調査を行い、原告に対し、GST還付の任意性に関する調査結果を結論として通知した。	後記第2の7(4)
7	原告が問題提起の趣旨が還付手続きに関することではなく契約内容 の確認にある旨を告げた際、調査補助者は、原告に対し、契約書の 記載について調査を行わない旨を通知した。	後記第2の4(3)
8	調査補助者は、原告に対し、GSTに関する定めがない契約に基づいて発注が行われたとの通知をしたが、支払済みのGSTが契約に基づいているか否かについては明言を避けた。	後記第2の4(3)

# (2) 原告の損害

被告のCCOが、全従業員が閲覧できるイントラネットで、「コンプライアンスの徹底は不幸な社員を生まないためにも大切だと考えている」と表明し、被告の社長もこれに同調している。

すなわち、本件規程の遵守を含め、被告におけるコンプライアンスの徹底 は、被告の従業員が安心して働ける環境を構築することでもある。

そして、適切な職場環境の構築は、本件内部通報制度の目的でもある。

# (後記5(1))

原告が、原告自身が従事する業務に関する不安を解消すべく、本件内部通報 制度を利用したところ、**表9**のとおり、被告の対応には、調査事項のすり替

え、調査結果の隠蔽、不適切な情報提供といった複数の問題が存在した。

このことは、原告にさらなる不安感を与え、精神的苦痛を生じさせた。

このような被告の対応は、本件内部通報制度の趣旨に反するのみならず、従業員が安心して働ける環境を損なうものである。

以上により、被告に<u>行動基準第12項(3)</u>の違反及び<u>労働契約法第5条(安全</u>配慮義務)の違反が存在する。

結果として、原告に対して不利益を及ぼし、損害賠償請求の根拠となる。

#### (3) 結論

よって、被告は、原告に対し、**民法第415条(債務不履行)**に基づく損害 賠償責任を負う。

# 2 本件規程3.6(1)の違反は被告の債務不履行を構成する

# (1) 本件規程違反は、法人たる被告の違反として評価される

本件規程を包括する上位規程であるENEOSグループコンプライアンス活動基本規程(以下「コンプライアンス活動基本規程」という。)は、法人である被告を主語とし、「自己が制定するコンプライアンスに関する規程類の定めを遵守し、コンプライアンスを徹底する。」と定める。

したがって、被告自身が制定する規程類において、法人たる被告の行動基準 及び本件規程を遵守する義務が明確に定められていると解される。

仮に本件規程と上位規程との関係性を考慮しない場合であっても、本件規程 は本件内部通報制度の運用を具体的に定めるものである。そして、その主語が 被告の役員または従業員である場合であっても、本件内部通報制度における行 為や判断は、法人としての被告の業務執行行為の一環といえる。

したがって、本件規程の主語が法人たる被告でない場合であっても、その遵 守義務は法人たる被告に帰属する義務である。

よって、本件規程違反は、法人たる被告の違反として評価される。

### (2) 被告には、従業員(通報者)に対し、調査報告をする債務が存在する

労働契約法第7条により労働契約の内容となる「就業規則」は、就業規則という名称のものに限られず、労働条件を定めるもので規則規程として周知され

ているものであれば該当しうる。

労働基準法第89条の事項には、10号の「当該事業場の労働者のすべてに 適用される定めをする場合においては、これに関する事項」もあり、本件規程 も被告の労働者たる従業員すべてに適用されている。

したがって、本件規程は、被告のいう就業規則として使用者たる会社と労働者たる従業員との間に効力を生ずる場合である。

本件規程は、労働者の側からは職場環境の改善の側面があり、労働条件に関わるものである。特に、労働者が法令等に違反する事実に関与するおそれを減少させる役割を果たしており、これは、労働契約法第5条(安全配慮義務)とも関連し、労働者の心理的安全を確保するために重要である。

仮に規程の趣旨が労働条件に関係しないとした場合であっても、会社が自ら 一定の場合に一定の行為を具体的に行うことを定めて公表した以上、労働契約 法第3条第4項に基づく誠実対応義務により合理的期待が生じる。

したがって、被告は、自ら定めた規程に基づき、要件に該当する者に対して それを行う債務が存在する。

よって、本件規程3. 6(1)に基づき、被告には、本件内部通報制度の活動に おいて、従業員(通報者)に対し、調査報告をする債務が存在する。

なお、本件規程に基づく調査結果等の通知又はそれと同等の場面において、 従業員(通報者)に対し、調査の過程において確認された事実に関して誤った 認識を促すなど、行動基準第11項(3)に違反する行為が存在した場合、本件規 程3.6(1)の違反として評価される。

# (3) まとめ

被告には、本件内部通報制度の活動において、本件規程3.6(1)に定めるとおり、従業員(通報者)に対し、調査報告をする債務が存在する。そして、その調査報告の内容は、行動基準第11項(3)が求める「正確性及び遺漏のなさ」を満たすものでなければならない。

よって、本件規程3.6(1)の違反は被告の債務不履行を構成する。

### 3 前回訴訟の既判力は本件訴訟に及ばない

# (1) 行為の性質及びその対象が異なり、訴訟物の同一性は認められない

前回訴訟争点1において問題とされた事項は、「本件通報及び追加通報について調査を行わなかった行為(不作為)による本件規程3.4(1)の違反」等であるのに対し、本件訴訟において問題とされている事項は、「調査の過程にお

いて確認された事実に関して誤った認識を促す行為(作為)による本件規程3.6(1)の違反、同3.11(1)の違反及び行動基準第11項(3)の違反」である。

したがって、行為の性質(不作為と作為)及びその対象が異なり、本件訴訟 と前回訴訟の訴訟物の同一性は認められない。

# (2) 責任が生じる原因も異なり、訴訟物の同一性は認められない

前回訴訟争点1において問題とされた事項は、被告が通報者に対して「通報を受け付けた旨及び調査を開始する旨」を通知したことよって生じる責任であるのに対し、本件訴訟において問題とされている事項は、被告が通報者に対して調査の過程において確認された事実に関して誤った認識を促す行為が存在したことによって生じる責任である。

したがって、責任が生じる原因も異なり、本件訴訟と前回訴訟の訴訟物の同一性は認められない。

# (3) 請求の法律構成も異なり、訴訟物の同一性は認められない

前回訴訟争点1における請求の法律構成は、原告に対する信義則上の義務に 違反したことを理由として債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求す るものであるのに対し、本件訴訟における請求の法律構成は、本件規程に違反 したことを理由として直接的な債務不履行に基づく損害賠償を請求するもので ある。

したがって、請求の法律構成も異なり、本件訴訟と前回訴訟の訴訟物の同一 性は認められない

## (4) 被告が主張する法律構成等は、訴訟物が同一であるとの根拠にならない

**ア** 被告は、通報者に対して信義則上の義務を負う場合があることを理由に、本件訴訟も前回訴訟と同様に「信義則上の義務違反に基づく損害賠償請求」であると主張する。\*\*1

しかし、既に述べたとおり(前記2)、従業員(通報者)に対する義務は、信義則上の義務に限られず、本件規程及び本件規程の上位規程に基づく 義務も存在する。

仮に本件訴訟が信義則上の義務違反を問うものを含む場合であっても、既に述べたとおり(前記(1)及び(2))、前回訴訟と本件訴訟で問題とされている事項は、行為の性質(不作為と作為)、その対象、および責任が生じる原因のいずれも異なる。

したがって、被告の主張する「本件訴訟と前回訴訟の訴訟物が同一であ

る」との主張は、根拠を欠き、誤りである。

イ 本件訴訟と前回訴訟は、確かに同一の通報に端を発している。しかし、そ の通報の内容には複数の問題事項が存在する。その問題事項のそれぞれが独 立して調査・判断の対象となる性質を有する。

したがって、通報が同一であることをもって、本件訴訟に既判力が及ぶと はいえない。

さらに、前回訴訟の控訴審判決では、以下の点について事実認定を行って いない。

- 被告が、本件豪州企業に対するGSTの支払自体が、法令等に照らして 「法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実」に該当するか 否かについての検証(以下「GST支払の適正性検証」)を行ったか否か
- 本件豪州企業に対するGSTの支払に関する契約において、契約終了日前 後でGSTに関する表示に違いがあったか否か

以上の点について、前回訴訟控訴審判決は判断を下しておらず、本件訴訟 の主要な争点とは異なる。

したがって、前回訴訟控訴審判決が本件訴訟の訴訟物の同一性を基礎づけ るものとはなり得ない。

# (5) まとめ

本件訴訟と前回訴訟は、以下の点で異なる。

- ① 行為の性質(前回訴訟は不作為、本件訴訟は作為)
- ② 対象(前回訴訟は調査を行わなかった行為、本件訴訟は誤った認識を促す行為)
- ③ 責任が生じる原因(前回訴訟は調査開始の通知、本件訴訟は調査過程での 誤認誘導)
- ④ 請求の法律構成(前回訴訟は信義則上の義務違反を理由とする損害賠償請求、本件訴訟は本件規程違反を理由とする直接的な債務不履行責任)

また、本件訴訟と前回訴訟が同じ通報に端を発していたとしても、その通報の内容には複数の問題事項が存在し、それぞれが独立して調査・判断の対象となる。さらに、前回訴訟控訴審判決は、GST支払の適正性検証の存在について事実認定を行っていない。

よって、前回訴訟控訴審判決の既判力は、本件訴訟には及ばない。

#### 4 本件訴訟における原告の主張は、信義則に反せず、許される

# (1) 前回訴訟の判断について、事実上覆そうとするものではない

本件訴訟において問題とされている事項は、「調査報告を行った事実(作為)」における問題であるから、前回訴訟で問題とされた事項である「調査を行わなかった事実(不作為)」等に対する判断について、事実上覆そうとするものではない。

# (2) 被告の主張は、紛争の蒸し返しを裏付ける根拠として不十分である

被告は、本件訴訟が信義則に違反する紛争の蒸し返しであるとの主張を展開 しており、その根拠は次のとおりであると思われる。

- ① 前回訴訟は、主張書面の頁数や期日の回数が相当数に及び、原告には、その過程において、本件通報に関連する本件規程違反については、十分過ぎるほどの主張の機会が与えられていた。\*\*2
- ② 原告は、前回訴訟を提起する前に、被告と本件豪州企業の間の契約の記載 内容について、2015年(平成27年)に締結されたものと2018年 (平成30年)に締結されたものとの違いを明確に認識していた。\*\*3
- ③ 本件部長報告は、原告の所属していた部署の担当者が当該部署の部長に対して報告をしたものに過ぎず、被告又は被告の調査補助者が原告に対して本件通報に関して通知又は情報共有をしたものではないので、被告又はその履行補助者が原告の主張を困難にしたわけではない。\*\*4

しかし、上記の主張だけでは、本件訴訟における主張と同様の主張を前回訴訟において容易に主張できたことを裏付ける根拠として不十分である。

### (3) 前回訴訟において、本件規程3.6(1)の違反を主張していない理由

本件訴訟で問題とされている事項が前回訴訟で争点化されなかった理由は次のとおりである。

原告は、調査補助者に対し、原告の問題提起の趣旨が還付手続きに関することではなく契約内容の確認にある旨を告げた。これに対し、<u>調査補助者は、原告に対し、結論に関係がないとの理由で契約書の記載内容について調査を行わない旨を明確に通知した。\*\*5</u>

また、調査補助者は、当該GSTの支払に関する契約における契約終了日前後のGSTに関する表示に違いを通知した際、GSTに関する定めがない契約に基づいて発注が行われたとの通知をしたものの、支払済みのGSTが契約に基づいているか否かについては明言を避けた。さらに、調査補助者は、原告に

対し、支払済みのGSTが契約に基づくものであるかどうかを検討したか否か については言及しなかった。\*6

原告は、調査補助者が原告に通知した内容により、調査の過程においてGS T支払の適正性検証が行われなかったという誤った認識をしており、前回訴訟 において、本件規程に基づく調査結果等の真偽に焦点が当たる余地がない。

そのため、原告は、前回訴訟において、本件通報及び追加通報に対する対応 事項に関して網羅的に主張すべく多数の本件規程違反を主張したものの、本件 規程3.6(1)の違反については主張しなかった。

以上の事実を踏まえると、調査補助者の言動は、原告に対し、調査の過程に おいてGST支払の適正性検証が行われなかったという誤った認識を促す行為 であり、被告に行動基準第11項(3)に違反する行為が存在する。

表9に列挙して示して述べたとおり(前記1)、調査補助者が原告に通知した内容には(甲21、甲25)、GSTの支払が法令等に基づかないものであることを表面化させないという目的が認められ、被告に本件規程3.11(1)の違反び行動基準第11項(3)の違反が存在する。

# (4) 原告に共有した内容が、前回訴訟における争点化に影響を及ぼした

**表9**に列挙して示した内容を踏まえると、その内容には、GSTの支払が法令等に基づかないものであることを表面化させないという方向性が一貫している。

このことから、被告においては、原告に対し、調査の過程において確認された事実に関して誤った認識を促す意図が存在したと考えられる。

結果として、原告は、共有された内容に基づき、調査の過程においてGST 支払の適正性検証が行われなかったという誤った認識を持つに至った。

これにより、前回訴訟における争点化に影響を及ぼした。

### (5) 前回訴訟において、契約に関する文書が証拠調べされなかった経緯

確かに、原告は、前回訴訟を提起する前、令和2年6月25日付及び同年7月9日付の文書により、当該GSTの支払に関する契約における契約終了日前後のGSTに関する表示に違いは認識していた。

しかし、当該文書は、支払済みのGSTが契約に基づいているか否かについては明言を避け、契約期間中に契約内容を変更できるかどうかについて示していなかった。さらに、その補足説明は、契約におけるGSTの支払に関する表示の違いを通知する文書であるにもかかわらず、GSTに関する定めがない契

約に基づいて発注が行われたとの説明であり、誤認を引き起こしかねない補足 説明である。\*<sup>\*7</sup>

そのため、原告は、上記の通知を受けた時点およびその後においても、契約におけるGSTに関する表示の違いの理由を認識できなかった。

その後、被告は、原告に対し、訴訟に関する全ての行為についてオフィススペース及び会社貸与パソコン等を使用することを禁じていた。このことは被告も認めている。\*\*8

上記の制約があったことから、原告は、前回訴訟において、会社貸与パソコンから令和2年7月9日付の文書を探し出して証拠として提出するという行為を行うことができなかった。

さらに、被告は、原告が被告と本件豪州企業との契約書の送付を求める文書 送付嘱託申立書を裁判所に提出した際、証拠調べの必要性の不存在を主張し、 契約書を送付しなかった。このことは被告も認めている。\*\*9

以上の経緯により、前回訴訟において、契約に関する文書についての証拠調 べがなされなかった。

ちなみに、前回訴訟控訴審判決が言い渡された後、原告は、令和2年7月9日付の文書を発見し、前回訴訟における「通報ではなく相談として取り扱った」との被告の主張に虚偽が含まれていたことを認識した。

この認識をきっかけに、原告は、上司Aのみならず、調査補助者が告げた内容にも虚偽が含まれる可能性を疑い、同時に提供されなかった様々な情報を整理して分析するに至った。

#### (6) まとめ

本件訴訟は、前回訴訟で問題とされた事項である「調査を行わなかった」等に対する判断を事実上覆そうとするものではない。

状況としても、少なくとも前回訴訟を提起する前までに、調査補助者が原告 に通知した内容に疑念を抱かない限り、前回訴訟において本件訴訟における主 張と同様の主張をすることは困難であった。

よって、本件訴訟における原告の主張は、信義則に反せず、許される。

#### 5 調査報告は、違反の有無を評価できる程度の内容を通知することが求められる

### (1) 本件内部通報制度は、従業員が安心して働ける環境を構築する目的もある

被告等の企業ホームページでは、過去に発行したものも含め、「ESGデータブック(旧CSRレポート)」を公表している。これらは、過去から現在に至るまで、一貫して以下の内容が記載されている。

「JXTGグループでは、従業員を経営における重要ステークホルダーとして位置づけ、一人ひとりが安心して働き、能力を最大限発揮できるように、各種制度を整備しています。」

さらに、従業員との主要なコミュニケーション手段として本件内部通報制度 を設置している旨も記載されている。\*\*10

また、被告等のグループCCOマニフェストにおける被告等が目指すべき絵姿は、「コンプライアンスの重要性が組織の隅々までに根付くことにより、従業員が安心し、誇りを持って働ける環境を実現する。」である。

以上に照らすと、以下の関係性がある。

# 本件内部通報制度の適切な運用

 $\downarrow$ 

# 被告等のコンプライアンス体制を強化

J

# 従業員が安心し、誇りを持って働ける環境を実現

したがって、本件内部通報制度は、本件規程1.1にその目的として定められている「被告等における不正行為等を早期に是正し、もって被告等のコンプライアンス体制を強化すること」とともに、従業員が安心して働ける環境を構築することにも寄与することを目的としていると解される。

# (2) 制度の目的を実現するためには、適切な調査報告であることが不可欠である

被告が引用している消費者庁が公表した「事業者における内部公益通報制度の意義」は、被告が省略した部分も示すと、「事業者が実効性のある内部公益通報対応体制を整備・運用することは、法令遵守の推進や組織の自浄作用の向上に寄与し、ステークホルダーや国民からの信頼の獲得にも資するものである。」である。被告の引用は、「事業者が実効性のある内部公益通報対応体制を整備・運用すること」という重要な前提条件が省略されている。\*\*11

本件規程には、本件内部通報制度の目的が明確に定められているが、その実効性が欠けていれば、制度そのものが機能しない。どれだけ理念や目的が優れていても、実効性がなければ意味をなさない。そして、この実効性を確保するためには、従業員が制度を信頼できることが不可欠である。

この信頼を得るためには、調査報告において、従業員(通報者)が違反の有無を評価できる程度の内容を適切に通知することが不可欠である。

# (3) 本件内部通報制度は、目的を実現するための具体的手段として機能している

被告等が内部統制システムの一環で定めている規程類は、上位の規程から順番に示すと次のとおりである(以下を総称して、「被告内部統制システム」という。)。

- ① ENEOSグループのコーポレートガバナンスに関する基本方針 (甲29)
- ② ENEOSグループ行動基準(甲2の1)
- ③ 内部統制システムの整備・運用に関する基本方針(甲28)
- ④ ENEOSグループコンプライアンス活動基本規程
- ⑤ コンプライアンス規程(乙13)
- ⑥ ENEOSグループ内部通報制度基本規程(乙14)
- ⑦ コンプライアンスホットライン規程(乙1)、

以上の規程類は、被告等におけるイントラネットに掲示されており、被告等 の全従業員が閲覧することが可能である。

また、上記 ① ② ③ は、被告等の企業公式ホームページで公表されている。 行動基準第 1 4項 (1) 、「コンプライアンス活動基本規程」及び「コンプライアンス規程」に基づくと、本件内部通報制度の利用は、コンプライアンス規程第 4 項の「コンプライアンスに関する行動規範」を実現するための具体的手段として機能していると解される。

なお、「コンプライアンスに関する行動規範」及び被告等における「コンプライアンス活動」は、コンプライアンス活動基本規程にも定められている。

#### (4) 調査報告は、一定程度の内容を通知することが求められる

被告内部統制システムにおける「コンプライアンスに関する行動規範」では、被告の役員及び従業員等が業務を遂行するに際して、

- 遵守すべき法令等を調査し、その内容を確認すること
- 法令等に照らし、当該法令等に違反した場合のリスクを把握すること などを定めている。

既に述べたとおり(前記(3))、本件内部通報制度の利用は、「コンプライアンスに関する行動規範」を実現するための具体的手段である。

また、被告は、従業員に対し、職制を通じて問題解決を図ったうえで解決できない場合に、本件内部通報制度を利用することを推奨している。

以上により、調査報告は、従業員(通報者)が違反の有無を評価できる程度

の内容を通知することが求められる。

たとえば、被告が従業員(通報者)に対して次の内容を通知することで、従業員(通報者)は、業務を遂行するにあたり、法令等に照らして適切であるかどうかを自ら確認することが可能となる。

- ① 通報内容に関連する法令等、又はその有無
- ② 違反の有無を評価できる程度の根拠
- ③ 通報内容に関連する是正措置及び再発防止策等

## (5) まとめ

本件内部通報制度は、「被告等における不正行為等を早期に是正し、もって被告等のコンプライアンス体制を強化すること」とともに、従業員が安心して働ける環境を構築することにも寄与することを目的としていると解される。

その目的を達成するためには、制度が十分に実効性を備えていることが不可 欠であり、実効性の確保には従業員からの信頼が重要である。

また、本件内部通報制度の利用は、「コンプライアンスに関する行動規範」 を実現するための手段でもある。

本件内部通報制度の趣旨を踏まえると、調査報告は、従業員(通報者)が違 反の有無を評価できる程度の内容を適切に通知することが求められる。

## 6 本件規程3.6(1)に違反する行為を正当化することはできない

- (1) 法令等や問題事項を特定していない情報であったとしても、本件規程3.6
  - (1) イ又は同ウの通知事項を通知しなかったことの正当化にはならない

本件規程は、従業員が通報する際に、通報者個人が「不正行為等」に関連する法令や問題事項を特定することを求めていない。

さらに、消費者庁が公表した「公益通報ハンドブック」においても、通報に求められるのは、その後の調査や是正等が実施できる程度の具体性であり、法令等の内容を指定する必要がないとされている。\*12

実際、通報者が関連する法令や規則に精通していない場合や、該当する法令等を検索できない環境にある場合、通報情報において法令等を特定することは現実的に困難である。また、業務プロセスに問題があると感じていても、具体的な問題事項を特定することは難しい場合がある。

このような場合、通報者が無理に問題事項を特定しようとした結果、たとえば「部署内で何か怪しいことがあるようです」や「上司が嘘をついているようです」といった主観又は憶測に基づく通報となるおそれがある。

これに対し、被告は、調査の過程において、通報者が告げた具体的事実から

関連する法令や問題事項を特定する手段を有している。また、被告がその特定 に困難を感じた場合には、本件規程第2.5(2)に基づく「通報情報に関する情報の照会、追加または補足説明」を求めることができる仕組みが整備されている。

以上を本件通報にあてはめると、原告がGSTの支払に関する事実を告げた本件通報において、「豪州のGST法に違反している」や「被告と支払先との契約に反する」などの具体的な法令や問題事項を原告が特定する必要はない。

仮に被告がGSTの支払に関連する法令等や問題事項の特定に困難を感じた場合でも、被告は調査の過程で同2.5(2)に基づき原告に「通報情報に関する情報の照会、追加または補足説明」を求める対応を取ることが可能である。

以上により、通報者が通報の際に告げた情報が、法令等や問題事項を特定していない情報であったとしても、本件規程3.6(1)イ又は同ウの通知事項を通知しなかったことの正当化にはならない。

# (2) 通報者が通報情報として扱われない情報を告げていたとしても、本件規程3

. 6(1) イ又は同ウの通知事項を通知しなかったことの正当化にはならない

まず、本件規程で定義されている用語について整理する。

本件規程1. 2(5)に基づく「通報」とは、不正行為等を是正する目的で不正 行為等の内容を告げる行為をいう。

同(6)に基づく「通報情報」とは、通報にかかる情報をいう。

同(9)に基づく「調査」とは、通報情報に関する事実を確認するための調査をいう。

既に述べたとおり(前記(1))、通報情報において法令等や問題事項が特定されている必要はないが、その内容は、調査の過程において、通報情報に関する事実について、その事実の存在を確認できる程度の具体性が求められる。 被告が調査を行う流れとしては、次のとおりである。

- ① 通報者が告げた通報情報に関する事実の存在を確認する。
- ② 確認された事実が「法令等に違反する事実または違反するおそれのある事 実」に該当するか否かを検証する。
- ③ その事実に該当する場合、被告は、通報者に対して、本件規程 3. 6(1)ア に基づく通知事項を適切に通知し、同イまたは同ウに基づく通知事項を通知 する。これらの通知は、被告の通報者に対する債務である。

通報者は、調査の過程で、様々な通報情報に関連する情報を告げることがあるものの、これらが必ずしも通報情報として扱われるわけではない。

ここで重要なのは、仮に通報者が調査の過程で調査補助者に対して告げた情報に通報情報として扱われなかった情報が存在したとしても、そのことが被告の本件規程3.6(1)に基づく通知する義務に影響を及ぼさない点である。

次に、以上を本件通報に当てはめる。

本件通報は、GSTの支払の事実を告げた通報である。\*13

本件通報を受け付けた被告は、調査の過程において、当該GSTの支払の事実の存在を確認する。そして、その存在が確認された事実が「法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実」に該当することが確認された場合は、被告は、原告に対し、同イ又は同ウに基づく通知事項を通知する義務がある。

また、原告は、本件通報の後、調査補助者に対し、被告と本件豪州企業との間で締結した契約の確認に関する状況や疑問事項を告げていた。\*14

この情報や疑問事項は、通報情報として扱われなかったもようである。

しかし、このことが、原告に対する被告の本件規程 3. 6 (1) イ又は同ウに基づく通知事項を通知する義務に影響しない。

以上により、通報者が通報情報として扱われない情報を告げていたとして も、本件規程3. 6(1)イ又は同ウの通知事項を通知しなかったことの正当化に はならない。

#### (3) まとめ

調査の過程において通報情報に関する事実の存在が確認され、その事実が「法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実」に該当することが確認された場合、被告は、本件規程3.6(1)イ又は同ウに基づく通知事項を通知しなかったことを正当化することはできない。

- 7 被告の調査報告において、本件規程3.6(1)の違反、同3.11(1)の違反及 び行動基準第11項(3)の違反が存在する
  - (1) 本件通報及び追加通報は、その通報の内容だけでも、調査の過程において該当するGSTの支払を特定できる程度の具体性を有する
    - **ア** 本件通報及び追加通報は、次のとおり、その通報の内容だけでも、調査の 過程において該当するGSTの支払を特定できる程度の具体性を有する。
    - イ 原告は、平成28年9月14日の通報フォームに(本件通報の内容)、 「海外取引で支払った当社宛の請求書の金額について、付加価値税が含まれていた。(豪州、当時の為替で650万円)

その付加価値税の還付は豪州関連会社の ≪ 豪州子会社 ≫ に納付された。 なお、付加価値税分の金額は経費で計上されたままである。(コンサルタント費用・法人税に影響?) ( 乙 2 ) |

と記載した。

原告が本件通報で告げた内容には、次のとおり、複数の問題事項が存在していた。\*\*<sup>15</sup>

- ① 経費支払における、本件豪州企業に対するGSTの支払
- ② 上司Aの言動における、行動基準第11項(3)に違反する行為
- ③ 会計処理における、返金予定金額を費用勘定科目で計上する処理 これらのうち、① について、被告が豪州企業に対して約650万円の付加 価値税(GST)を支払い、その後、その金額が経費計上されたという具体 的事実が確認できる。

本件通報の後、原告は、調査補助者に対し、GSTの支払に該当する証憑 台紙及び請求書を提出しており、被告は会計帳簿を調査することで、当該G STの支払の事実の存在を確認することできる。\*\*16

ちなみに、「納付された」との記載は、同月10日の原告と本件事業部の 担当者との会話の中で、「豪州子会社が還付請求をした後、還付を受けてい ないが、納付をし、当該金額が入金された」との曖昧な内容が存在しため、 その言葉をそのまま記載した。

ウ 原告は、平成30年11月27日の通報フォームに(追加通報の内容)、

「記載ミスのある請求書の額を支払ったことが原因と思われる経費の過払い (75.473.10 豪ドル以上) に気づき、その旨を  $\ll$  上司  $A\gg$  へ伝えた。 (Z9) |

と記載した。<sup>\*17</sup>

これについては、被告は、調査の過程において、該当するGSTの支払を 特定している。\*18

(2) 本件豪州企業に対するGSTの支払自体が、少なくとも違反するおそれのある行為であり、当該行為は不正行為等に該当する

被告は、GSTの支払について、「GSTについて定める法令に基づいて支払う必要があるものであって、契約に基づいて支払う必要が生ずるものではない」と主張する。\*\*19

しかし、豪州のGST法38条の1(以下「豪州GST法」という。)によれば、免税取引又はゼロ税率取引に課税することは許されず、取引そのものに

GSTを課すことは法令に反すると解釈するのが適切である。

そして、「還付請求が可能だからGSTを請求しても問題ない」との解釈は、豪州GST法上適切でない。輸出取引では、豪州企業がGSTを請求すべきでなく、取引相手(海外の顧客)からGSTを徴収することなく、税務当局からGST還付を受ける仕組みが原則である。\*\*20

ただし、契約で「実際に納税する支払義務者(pay)」を変更することはできないものの、「誰がその税を負担するか(bear)」については、契約に基づいて決定されることがある。\*<sup>21</sup>

この点に関して、被告の主張は、GSTの課税における「支払義務(pay)」と「負担義務(bear)」の区別を無視している点で問題がある。

加えて、商慣行としても、実務においては、海外企業が日本企業である被告に対してGSTを請求することは、特殊な場合を除き、ほとんどない。このことは被告も認めている。\*<sup>22</sup>

以上のとおり、本件豪州企業に対するGSTの支払自体が、豪州GST法や 契約に違反する行為、又は少なくとも違反する**おそれ**のある行為であり、当該 行為は不正行為等に該当する。

(3) 被告は、通報されたGSTの支払に対して是正措置及び再発防止策等を講じたにもかかわらず、原告に対しては、調査報告において、「コンプライアンス違反ではない」と通知した

平成29年2月7日、被告は、本件通報の後、調査補助者と上司Aが協議する形で調査を実施した。このことは被告も認めている。\*\*23

この後、被告においては、GSTの支払が法令等に基づかないものであることを表面化させていないものの、平成29年5月の本件豪州企業の請求から同年1月から4月にかけてのGST支払分を差し引くという措置を講じ、さらに、当該GSTの支払に関する契約の契約終了日の後、「 $\ll$  本件豪州企業 $\gg$ がGSTを課すべきと判断すれば、GST込みで請求する権利を有する(甲21)」との契約を締結するという措置を講じた。 $*^{24}$ 

これは、本件豪州企業が被告にGSTを請求し、それを被告が支払っていたことが、豪州GST法上又は契約上適法ではないから、本件豪州企業が被告に返金するという是正措置を講じ、また、「本件豪州企業がGST込みで請求する権利を有する」という契約を締結することで違反が生じないよう再発防止策を講じたと考えられる。

すなわち、被告は、本件通報で通報されたGSTの支払に対して本件規程3

. 5に基づく是正措置及び再発防止策等を講じている。

これにもかかわらず、被告は、同年8月14日の調査報告において、原告に対して「コンプライアンス違反ではない」と通知し、通報されたGSTの支払に対して講じた是正措置及び再発防止策等を何ら通知しなかった。\*25

(4) 被告は、GST支払自体の適正性に加えてGST還付の任意性(法令上問題とならない事項)の調査を行い、原告に対し、GST還付の任意性に関する調査結果を結論として通知した

令和元年10月25日、被告は、追加通報に対する調査報告において、原告に対し、「GSTの還付は納税者の「権利」であり、「義務」ではない。したがって、GSTの還付をするか否かは任意であり、還付を受けないままであったとしても、不正行為等にはあたらない。(乙12)」と通知し、追加通報でも通報されたGSTの支払に対して講じた是正措置及び再発防止策等を何ら通知しなかった。\*\*26

本件通報及び追加通報で通報されたGSTの支払は、GSTの還付の有無ではなく、被告が本来支払う義務のないGSTを支払ったこと自体が問題である。

被告は、GST支払自体の適正性に加えてGST還付の任意性(法令上問題とならない事項)の調査を行い、原告に対し、GST還付の任意性に関する調査結果を結論として通知した。

#### (5) まとめ

平成29年8月14日及び令和元年10月25日の調査報告において原告に通知した内容は、原告に対して調査の過程においてGST支払の適正性検証が行われなかったという誤った認識を促す内容であり、被告に行動基準第11項(3)に違反する行為が存在した。

表9に列挙して示して述べたとおり(前記1)、調査報告の内容には、GS Tの支払が法令等に基づかないものであることを表面化させないという目的が 認められ、被告に本件規程3.6(1)の違反、同3.11(1)の違反及び行動基 準第11項(3)の違反が存在する。

- 8 本件部長報告においても、本件規程3.6(1)の違反、同3.11(1)の違反及 び行動基準第11項(3)の違反が存在する
  - (1) 本件部長報告の内容は、本件規程に基づく調査結果等に実質的に該当する

本件部長報告は、形式的には調査補助者が通報者に対して通知するという本件規程3.6(1)に基づく通知の形式を採っていないものの、平成29年8月14日の調査報告の後に、メールのCCに原告を含める形で共有されており、本件通報で通報されたGSTの支払に対する是正措置及び再発防止策等を報告するものである。このことは被告も認めている。\*\*27

したがって、本件部長報告の内容は、本件規程に基づく調査結果等に実質的 に該当する。

本件部長報告の内容は、次のとおり、GSTの支払が法令等に基づかないものであることを表面化させないという方向性が一貫している。\*\*28

(2) 「2016年11月以降の法改正が施行された」との内容を原告に共有したが、現在に至るまで、当該法改正の存在自体が不明確である

本件部長報告においては、GSTの支払に関して、「2016年11月以降 の法改正が施行された」との内容を原告に共有したが、現在に至るまで、当該 法改正の存在自体が不明確である。

また、どのような法改正なのかも明らかではなく、オーストラリア税務局の ウェブサイトで該当する情報を検索することも困難である。

原告は、当該法改正の具体的内容を明示するよう求釈明を行ったが、被告は これに一切回答しなかった。\*\*<sup>29</sup>

仮に法改正が実際に存在するのであれば、被告は合理的な説明を行うことが 可能なはずである。しかし、これを避けていることから、当該法改正が存在し ない可能性が高い。

したがって、被告は、存在しない法改正を持ち出すことで、GSTの支払が そもそもの法令等に基づかないものであるにもかかわらず、あたかも法改正に よって生じたものであるかのように装っていた疑いがある。

(3) 豪州子会社が被告のGST還付請求を代行して解決したとの内容を原告に共有したが、豪州子会社が当該代行した証拠が存在しない

本件部長報告においては、豪州子会社が被告のGST還付請求を代行して解決したとの内容を原告に共有したが、被告に対する豪州子会社の送金は確認できるものの、豪州子会社が当該代行した証拠がない。

この点、豪州子会社がGSTの還付請求を実際に行ったのか、あるいは被告の指示による不正な資金移動であるのかが問われるべきであり、現時点では後者の可能性が強く示唆される

なお、豪州子会社が被告分のGST額戻し入れとして送金した金額は、79,315.52 豪ドルである。このことは被告も認めている。\*\*30 そして、その金額の内訳は、

- ・被告が平成27年11に本件豪州企業に支払ったGST75.473.10豪ドル
- 被告が過去年度に豪州子会社に支払ったGST 3,842.42 豪ドルである。

# (4) GST支払分が被告に返金されたとの内容を原告に共有したが、返金された 理由を曖昧化している

本件部長報告においては、平成29年5月の本件豪州企業の請求から同年1月から4月にかけてのGST支払分を差し引く形で精算したという内容を原告に共有した。しかし、被告は本件豪州企業に対してGSTを支払う義務がない以上、この「精算」は実質的に返金にほかならない。

本件部長報告において報告した「精算」は、支払うべき金額と請求額と相殺しているのではなく、本件豪州企業が一度受け取った金銭を被告に返しているのであるから、「精算」よりも「返金」のほうがより的確な表現である。

したがって、被告は、「返金」という表現を用いず「精算」という表現を用いることで、本件豪州企業から返金された理由を曖昧化している。

# (5) まとめ

本件部長報告において原告に共有した内容は、行動基準第11項 (3) が求める「正確性及び遺漏のなさ」を満たしているとはいえず、その真実性に疑義が生じる。そして、その内容は、本件規程に基づく調査結果等に実質的に該当するし、原告に対して調査の過程において確認された事実に関して誤った認識を促す内容である。

本件部長報告は実質的に調査報告であり、また、表9に列挙して示して述べたとおり(前記1)、その内容には、GSTの支払が法令等に基づかないものであることを表面化させないという目的が認められ、被告に本件規程3.6(1)の違反、同3.11(1)の違反及び行動基準第11項(3)の違反が存在する。

これに対して、被告は、「原告の所属していた部署の担当者が当該部署の部 長に対して報告をしたものに過ぎず、被告又は被告の調査補助者が原告に対し て本件通報に関して通知又は情報共有をしたわけではない。」と主張する。\*\*31 しかし、仮に本件部長報告が本件規程3.6(1)に基づく通知の形式を採っていないことを理由に、本件規程に基づく調査結果等と同等であるものとして認められず、本件規程3.6(1)の違反を免れるのであれば、これは、本件規程3.6(1)の実効性を損なうおそれがある。

そのため、単に通知の形式が規定された方法と異なるという理由をもって、 実質的に本件規程の適用を回避することは、本件規程の趣旨や実効性に反する ものであり、到底許容されるべきではない。

# 第3 被告準備書面(4)及び被告準備書面(5)に対する認否

- 1 被告準備書面(4)第2の1(1)工及び同(2)イ(3頁以下)について 争う。原告の主張は、前記第2の2のとおりである。
- 2 **同第4 (6頁以下) について** 争う。
- 3 被告準備書面(5)第2の1(4頁以下)について 原告第4準備書面までの主張の要旨としては、認める。

# 4(1) ア 同第2の2(1)ア(8頁以下) について

第1段落「本件規程は、各規程の」以下について、争う。 第2段落「本件規程が被告と」以下について、認める。 第3段落「よって、本件規程」以下について、争う。

イ 同イ(9頁) について

「行動基準は」以下について、争う。

ウ 同ウ(10頁) について

「内部統制基本法氏は」以下について、争う。 以上について、原告の主張は、前記第2の2のとおりである。

(2) 同第2の2(2)(10頁以下) について

「答弁書第3の3」以下について、争う。原告の主張は、前記第2の3のと おりである。

(3) 同第2の2(3) (11頁以下) について

「答弁書第3の4」以下について、否認ないし争う。原告の主張は、前記第 2の4のとおりである。第3段落「また、原告は」以下についての原告の主張 は、前記第2の8のとおりである。

# (4) ア 同第2の2(4) ア (12頁以下) について

第1段落及び第2段落「そもそも、一般に」以下について、否認ないし争 う。

「支払済みのGSTの還付申請がされなかったりしたとしても、直ちにコンプライアンス違反となるわけでもない。」については否認する。これに対する主張は次のとおりである。

原告は、被告又は調査補助者に対し、「支払済みのGSTの還付申請がされなかった」こと自体を不正行為等として問題視する旨を一度も告げていない。\*32

# したがって、被告の主張には、原告の意図や事実関係を正確に反映してお らず、誤解を招くなど、不必要な混乱を生じさせる主張が存在する。

念のために説明すると、原告が平成28年1月7日に、上司Aに対して支払済みのGSTについて相談し、これに対して上司Aが対応する旨を告げていた。\*\*3

その後、実際に対応がなされたのは、平成29年2月7日の調査補助者と 上司Aとの協議の後である。このことは、被告も認めている。\*\*<sup>23</sup>

以上のとおり、「還付申請がされなかった」に関して何らかの不正行為等が存在するとすれば、それは、原告が上司Aに対して本件豪州企業に対するGSTの支払について相談した際、上司Aの言動に行動基準第11項(3)に違反する不正行為等が存在したことである。

その余に対する原告の主張は、前記第2の7(2)のとおりである。

第3段落「したがって」以下について、「被告が効果的な再発防止策を実行しなかったとしても、本件規程3.5に違反するものではない。」については争わない。その余は否認ないし争う。原告の主張は、前記第2の6ないし8のとおりである。

# イ 同イ(13頁) について

「答弁書第3の5」以下について、否認ないし争う。原告の主張は、前記第 2の6ないし8のとおりである。

# ウ 同ウ(13頁以下)について

「前記1① (c) に」以下について、否認ないし争う。原告の主張は、前記第 2の8のとおりである。

# (5) 同第2の2(5)について(14頁)について

「答弁書第3の6」以下について、争わない。

# (6) 同第2の2(6)について(14頁以下)について

「以上からすると」以下について、争う。

# 5 同第3-1(15頁以下)について

「通報情報は」以下について、不知である。

# 6 同第3-2(16頁)について

「原告の求釈明の」以下について、争う。原告の主張は、前記第2の7(4)のと おりである。

# 7 同第3-3(17頁)について

「そもそも」以下について、否認ないし争う。原告の主張は、前記第2の6ないし8のとおりである。

# 8 同第3-4 1 (17頁以下) について

「前記第2の2」以下について、否認ないし争う。原告の主張は、前記第2の7(2)のとおりである。

# 9 同第3-4 2 (17頁) について

「原告の求釈明の」以下について、争う。原告の主張は、前記第2の8(2)のと おりである。

### 10 同第4(18頁以下)について

第4の2(5)(20頁以下)「しかも、被告内部通報制度は・・・目的としているわけではない。」ついては、争う。原告の主張は、前記第2の5のとおりである。その余は、認否を留保する。本書に対する被告の反論の後に認否を行う。

# 11 同第5の2(1)オ(22頁)について

「乙第11号証の」以下について、否認する。被告が「容易に理解可能である」と主張しているので、本来は、被告が、「付加価値税\_GMへの確認.xlsx」と題する Excel ファイルを提出すべきと考えるが、原告から補足説明をする。

平成29年7月25日に原告と調査補助者が面談を行い(甲16の4)、その後、原告は、同月27日、調査補助者に対し、「面談でお話しさせていただいたとおり、経緯を整理した内容を、後日、送付させていただきたいと存じます。

(甲16の5)」と告げ、同月28日に「面談でお話しさせていただいた件について、確認する内容をまとめましたので送付いたします。(甲16の7)」と告げて、甲17のファイル及び当該 Excel ファイルを送付した。

甲17のファイルと当該 Excel ファイルは同様の形式であり、左側に事実を時系列でまとめ、右側にはその時系列に対応して洗い出した確認事項を記載している。「質問票」というよりも、チェックリストに近い形式である。\*\*34

以上のとおり、平成29年8月14日の調査報告における「質問票」という記載しただけでは、「質問票」に該当する文書が特定できない。

# 12 同第5の2(3)工(24頁)について

「甲第20号証の」以下について、否認する。既に述べたとおり(前記第2の8(2))、本件部長報告において「精算」と表現された措置は、実質的に「返金」の性質を有する措置であるにもかかわらず、「返金」の性質であることを伏せているため、GSTの支払が行われていた原因が曖昧化されている。

以上

# 文末脚注

- 1 答弁書第3の3、被告準備書面(2)第2の1(2)イ、被告準備書面(5)第2の2(2)
- 2 答弁書第3の4
- 3 被告準備書面(2)第2の1(5)キ
- 4 被告準備書面 (5) 第2の2(3)
- 5 甲25の2、令和元年12月2日、原告と調査補助者とのやり取り、「私が行った2016年1月7日の問題提起は「還付手続きに関すること」ではなく、「契約書の内容確認や ≪ 本件豪州企業 ≫ への照会で、請求書の記載に間違いがないかを確認をすること」です。」
  - 甲25の5、令和元年12月20日、原告と調査補助者とのやり取り、「したがいまして、契約書上のGST条項の有無や記載内容については、結論に関係がありませんのでお調べしませんし、また ≪ 本件事業部 ≫内でそうした確認をしなかったことも特に不審なこととは認定いたしません。」
- 6 甲21の1、令和2年6月25日付の文書、「2015年1月にJXTGエネルギーと ≪ 本件豪州企業 ≫ との 間で締結された契約書には、GSTに関する定めはありません。(2) の契約が締結されるまでの間は、(1) の契約に 基づき発注が行われていました。」
- 7 以上につき、甲21の1及び甲21の3、令和2年6月25日付及び同年7月9日付の文書
- 8 原告第1準備書面第2の1(5)第1段落、被告準備書面(2)第2の1(5)ア
- 9 原告第1準備書面第2の1(5)第4段落、被告準備書面(2)第2の1(5)エ
- 10 以上につき、甲31、平成29年11月、JXTG REPORT CSRレポート 2017 (14頁)
- 11 以上につき、被告準備書面(5)第4の2(5)
- 12 甲32、平成29年9月、公益通報ハンドブック (21頁)
- 13 乙2、平成28年9月14日の通報フォーム、「海外取引で支払った当社宛の請求書の金額について、付加価値税が含まれていた。(豪州、当時の為替で650万円) その付加価値税の還付は豪州関連会社の ≪ 豪州子会社 ≫ に納付された。なお、付加価値税分の金額は経費で計上されたままである。(コンサルタント費用・法人税
- 14 甲8ないし甲18 平成28年9月21日から平成29年7月31日まで、原告と調査補助者とのやり取り
- 15 乙2、平成28年9月14日の通報フォーム
- 16 甲8の4、平成28年10月3日、「Wordファイルのここに、本件GSTの金額が請求金額として記載されている請求書(甲3)や原告と上司Aとのやり取りが記載されているメールファイルを添付(甲4)を添付している。」の箇所に、本件豪州企業に対するGSTの支払に該当する証憑台紙と請求書を添付している。

- 17 乙9、平成30年11月27日の通報フォーム、「記載ミスのある請求書の額を支払ったことが原因と思われる経費の過払い(75.473.10豪ドル以上)に気づき、その旨を≪上司A≫へ伝えた。」
- 18 乙12、令和元年10月25日の調査報告(5頁)、「ヒアリングの結果、≪本件事業部 ≫ 内で以下の費用 については、JXAから返金を受ける形で還付対象GSTの精算を行ったことを確認できた。」
- 19 被告準備書面(5)第2の2(4)
- 20 以上につき、甲33の1、オーストラリアGST法38条の1、甲33の2、「オーストラリアの物品サービス税(GST)法制の分析」白鷗法学 第22巻2号(通巻第46号) (2016) (7頁、8頁、42頁)
- 21 甲34、平成28年6月29日、弁護士法人クレア法律事務所「英文契約書に関するQ&A」
- 22 訴状第2の4(1)、答弁書第4の4(1)イ
- 23 原告第1準備書面第2の1(3)表6、被告準備書面(2)第2の1(3)
- 24 甲20の1、平成29年10月16日、本件部長報告の内容、甲21の1及び甲21の3、令和2年6月25日付及び同年7月9日付の文書
- 25 乙11、平成29年8月14日の調査報告
- 26 乙12、令和元年10月25日の調査報告(6頁)、「一般に、GSTの還付は納税者の「権利」であり、「義務」ではない。したがって、GSTの還付をするか否かは任意であり、還付を受けないままであったとしても、不正行為等にはあたらない。」
- 27 原告第2準備書面第1の3(4)イ、被告準備書面(3)第2の2(5)イ
- 28 甲20の1、平成29年10月16日、本件部長報告の内容
- 29 令和6年11月25日付求釈明申立書第4の2、被告準備書面(5)第3-4の2
- 30 原告第2準備書面第1の2(4)ア、被告準備書面(3)第2の2(5)ア
- 31 被告準備書面(5)第2の2(4)ウ
- 32 乙2、平成28年9月14日の通報フォーム、甲8ないし甲18 平成28年9月21日から平成29年7月31日まで、原告と調査補助者とのやり取り、乙9、平成30年11月27日の通報フォーム、甲23、平成30年11月28日~平成31年3月20日、原告と調査補助者とのやり取り、甲25、原告と調査補助者とのやり取り、令和元年10月27日~令和2年1月24日
- 33 甲4、平成28年3月31日、原告と上司Aとのやり取り、「先日、1月7日にご説明させていただいた海外取引の付加価値税について、確認しなければならないことや必要な対応はありますでしょうか。」、「GSTの支払額をインボイスとともに当局に届けると、支払うべき税金(源泉税)からそのGST分減額されるとのことで、主な過去の支払い分については対応してもらっています。」
- 34 甲16の4、甲16の5、甲16の7、甲17、平成29年7月24日から同月28日、原告と調査補助者とのやり取り